

李善伝記考

富永一登

隋の蕭該の『文選音』に始まった『文選』の注釈は、隋の煬帝・唐の太宗に仕えた曹憲によって「文選学」としての地位を確立することになる。唐の元和年間（八〇六―八二〇）に、揚州江都県の主簿であった劉肅の『大唐新語』巻九に、次のような記載がある。

江淮の間に『文選』の学を為すは、江都の曹憲より起る。貞観の初、揚州長史李襲誉之を薦め、徴して弘文館学士と為さんとす。憲年老いたるを以て起たず。使を遣はし就きて朝散大夫を拜せしめ、帛三百疋を賜ふ。憲隋に仕へて秘書たりしを以て、学徒数百人、公卿も亦多く之に従ひて学ぶ。『文選音義』十卷を撰す。年百余歳にして乃ち卒す。其の後、句容の許淹、江夏の李善、公孫羅相繼いで『文選』を以て教授す。

これによれば、中唐の時代にすでに「文選学」が曹憲より始まり、李善らに受け継がれていったと考えられていることがわかる。『旧唐書』（巻一八九上）『新唐書』（巻一九八）の儒学伝にも、ほぼ同様の記載が見られるが、『新唐書』では「文選学」を伝承した者の中に魏模の名が追加されている。

清・阮元は、これらの記述を踏まえて、「揚州隋文選樓記」〔『寧絳室集』二集卷二〕の中で、

公孫羅等皆選注有り、李善に至つて其の成を集む。然らば則ち曹・魏・公孫の注、半ば李善注の中に存す。

と述べている。しかし、蕭該をはじめ曹憲・許淹・公孫羅らの残存する注釈を検討した結果、阮元の指摘するような

痕跡は全く認められず、それらはテキストの継承についても、注釈の体例についても李善の『文選』注には影響を与えていないと考えられる。それまで音注や字義の解釈を中心としていた「文選学」は、『文選』正文作者の言語表現を典拠を挙げて説明するという李善注の出現によって全く新しい展開を見せるのである。本稿では、李善に関する伝記資料の整理を通して、李善による新たな「文選学」創出の経緯を考察してみたい。

一 江夏の李氏

『新唐書』卷七十二宰相世系表によれば、李善は江夏の李氏の家系に属している。『大唐新語』卷九と『新唐書』儒学伝上が「江夏」の李善と記し、杜甫も「八哀詩」で李善の子の李邕の死を悲み、「贈秘書監江夏李公邕」（秘書監江夏の李公邕に贈る）と題している。『旧唐書』儒学伝上、文苑伝中、『新唐書』文芸伝中は、「江都」（揚州広陵郡。江蘇省江都県）の人と記す。「江都」が実際の出身地で、「江夏」は郡望である。

江夏の李氏は、趙郡の李氏の六房の一つである。『唐代墓誌彙編』³⁾に収められている、

① 大曆〇〇八「唐故鄆州司戸参军李府君墓誌并序」（李善の兄弟昉の子睦の墓誌）

② 大曆〇〇九「唐故北海郡守贈秘書監江夏李公墓誌銘并序」（李邕の墓誌）

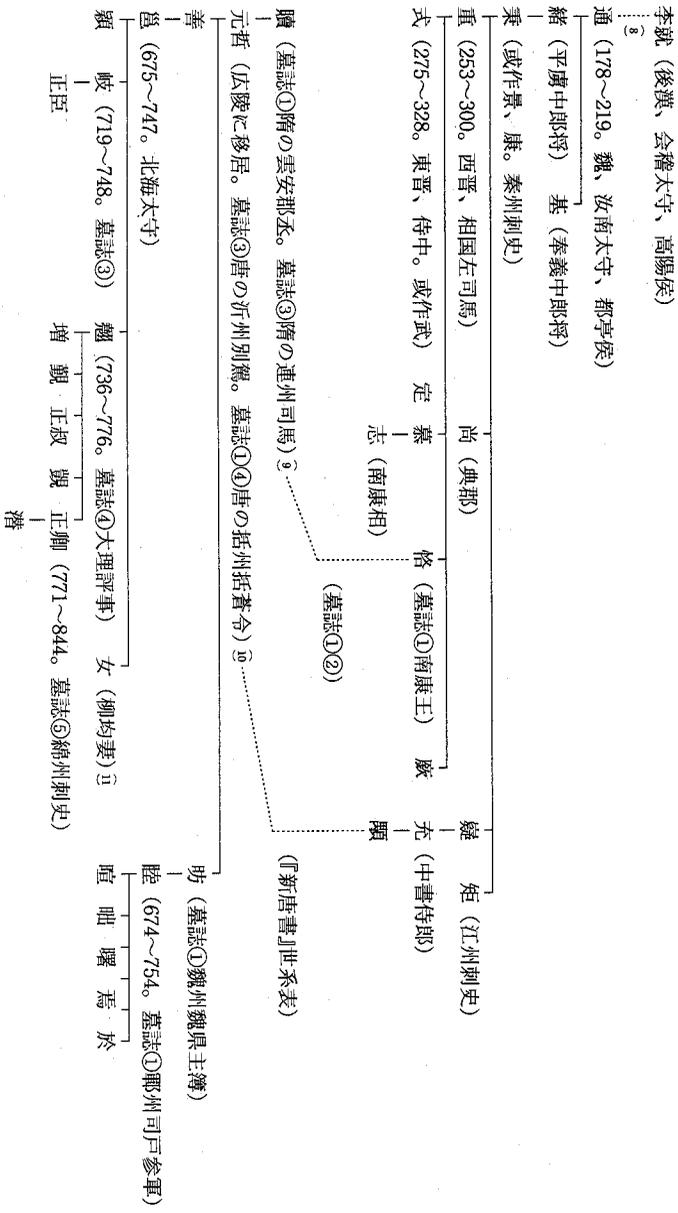
③ 貞元〇三三「唐故江夏李府君墓誌」（李邕の第二子岐の墓誌）

④ 元和〇七二「唐故大理評事贈左贊善大夫江夏李府君墓誌銘并序」（李邕の第三子翹の墓誌）

⑤ 会昌〇四〇「唐故綿州刺史江夏李公墓誌銘并序」（翹の子正卿の墓誌）⁴⁾

に、それぞれ、①「其の先は趙の人なり」、②「本趙の人なり」、③「広武君左車の後、趙の人なり」、④「本趙郡の人なり」、⑤「公 実は趙の人」というように、その先祖は趙の人と考えられていた。以下、宰相世系表や墓誌をもとに李善・李邕に至るまでの家系について整理しておこう。⁵⁾

その先は、趙に仕えて広武君に封ぜられ淮陰侯韓信に策を授けた李左車で、九代の孫後漢の会稽太守高陽侯李就が居を江夏郡平春県（河南省信陽市）に移した。これが江夏の李氏の始まりである。⁶⁾『三国志』『晋書』などにより、その後の系図を記せば次のようとなる。⁷⁾



江南への移住については、『世説新語』棲逸篇劉孝標注引『文字志』に、

厥、字は宗子、江夏鍾武の人なり。祖の秉は、秦州刺史たり。父の重は、平陽太守たり。世々名望有り。……後、難を避け兄に随ひて南渡す。司徒王導、復た之を辟す。……式、字は景則、厥の長兄なり。思理にして儒隱、平素の誉あり。江を渡り臨海太守、侍中を累遷す。年五十四にして卒す。

と記されていることから、李重の子の時代に、永嘉の乱に際し江南に渡っていることがわかる。また、墓誌には、

遠祖恪、永嘉の末、世を避け南に徙り、江夏王に封ぜらる。後因りて郡人と為る。（墓誌①）

烈祖恪、晋の南遷に随ひ、江に食邑すること、數百年なり。（墓誌②）

とある。『世説新語』棲逸篇に厥を李重の第五子としているので、この恪も李重の子で共に江南に移動したものである。『世説新語』棲逸篇に厥を李重の第五子としているので、この恪も李重の子で共に江南に移動したものである。

南渡の後、李善の父元哲が広陵に移る前は、何処に居を構えていたのか明らかにはされていないが、墓誌⑤に「其の先 武昌に食菜し、子孫困りて家し、今江夏の李氏と為る」と記されており、鄂州江夏郡（湖北省武漢市）に住んでいたと思われる。李白が、乾元元年（七五八）、夜郎に流される途中に作ったとされる「題江夏修静寺」詩の原注に、「此の寺は是れ李北海（李邕）の旧宅なり」とあり、その詩に、「我は家す北海の宅、寺を作る南江の濱」と詠う。恐らく鄂州江夏郡が南渡後の江夏の李氏の居住地であったのであろう。

次に江夏の李氏の業績を見てみよう。曹操に仕えた李通は任侠を以て聞こえた人物である（『三国志』卷一八李通伝）が、西晋に仕えた李重以後は、文人・学者として活躍した人物が多い。李重は「少くして学を好み、文辞有り」（『晋書』卷四六李重伝）と記され、「隋志」に『散騎常侍李重集』二巻が著録されている。李重の父秉も、『家誠』（『全晋文』卷五三所収）を作っている。重の子の式と厥も、「厥は学を好み、草隸を善くし、兄の式と名を齊しくす」（『世説新語』棲逸篇劉孝標注引『文字志』）と記され、王導に召されている。

中でも有名なのは、『晋書』卷九二文苑伝に名を残している李充である。「詩賦表頌等雜文」二百四十首を作り、「隋志」に「晋李充集二十二卷」「翰林論三卷梁有五十四卷」が著録されている。また、『尚書』に注し、『周易旨』六篇、『釈荘子論』上下二篇を著したと記され、「隋志」に「論語十卷晋著作郎李充注」「論語釈一卷李充撰」と著録されており、注釈家としても多くの業績を残している。李充の子の顒も、「亦文義有り、述作する所多し」（『晋書』卷九二文苑伝）と記され、「隋志」に、「周易卦象数旨六卷東晋梁安亭侯李顒撰」「集解尚書十一卷李顒撰」「尚書新釈二卷李顒撰」「晋李顒集十卷」が著録されている。また、系図には登場していないが、『揚子法言』注を始め、『周易音』一卷・『尚書音』五卷・『儀礼音』一卷・『礼記音』二卷・『春秋左氏伝音』三卷・『春秋公羊音』一卷・『小爾雅』一卷李軌略解（『隋志』）など多数の注釈書を著した東晋の李軌も江夏の李氏である。李充以後、数代は南朝での事跡が伝わらないが、李善の家系には注釈家としての伝統が息づいていたのではないかと想像される。

二 李善の伝記

李善の伝記については、あまり多くの記録が残されていない。それは、李善が政治家・文章家として名を馳せることが少なかったからであろう。先に記した『大唐新語』卷九の他、次に記す『旧唐書』卷一八九上「儒学伝上」、『旧唐書』卷一九〇中「文苑伝中」、『新唐書』卷二〇二「文芸伝中」に見られる、それぞれ百五十字に満たぬものだけである。

○『旧唐書』儒学伝上

李善は、揚州江都の人なり。方雅清勁にして、士君子の風有り。明慶中（六五六―六六一。高宗の年号頭慶のこと。次の皇帝中宗李顒の諱を避けて改めた）、太子内率府録事参军・崇賢館直学士に累補せられ、沛王侍読を兼ね。嘗て『文選』を注解し、分かれて六十巻と為し、表して之を上り、絹一百二十四匹を賜ひ、詔して秘閣に蔵

せしむ。潞王府記室參軍に除せられ、秘書郎に転ず。乾封中（六六六—六六八）、出でて經城令と為る。賀蘭敏之と周密なるに坐し、姚州に配流せらる。後、赦に遇ひ還るを得、教授を以て業と為す。諸生多く遠方より至る。又『漢書辯惑』三十卷を撰す。載初元年（六八九年十一月）六九〇年九月）卒す。子邕も亦名を知らる。

○『旧唐書』文苑伝中

李邕は、広陵江都の人なり。父善、嘗て『文選』を同郡の人曹憲に受く。後、左侍極賀蘭敏之の薦引する所と為り、崇賢館学士と為り、蘭台郎に転ず。敏之敗れ、善、坐して嶺外に配流せらる。赦に会ひて還り、因りて汴鄭の間に寓居して、以て『文選』を講じて業と為す。年老いて疾にて卒す。注する所の『文選』六十卷、大いに時に行はる。

○『新唐書』文芸伝中

李邕、字は泰和、揚州江都の人なり。父善、雅行有りて、淹く古今を貫けども、辞を属る能はず。故に人「書籠」と号す。顕慶中、崇賢館直学士に累擢せられ、沛王侍読を兼ね。『文選』注を為し、數折淵治なり。表して之を上り、賜賚頗る渥し。潞王府記室參軍に除せられ、涇城令と為り、賀蘭敏之と善なるに坐し、姚州に流さる。赦に遇ひて還り、汴鄭の間に居りて講授す。諸生四遠より至る。其の業を伝へ、「文選学」と号す。

これらの伝には、いくつかの矛盾が見られる。以下、その問題点について、他の資料などを参照しながら解明を試みてみよう。

〈生年について〉

李善は唐の高宗と則天武后の時代の人であるが、起家以前については、『旧唐書』文苑伝に、「嘗て『文選』を同郡の人曹憲に受く」とあるだけで詳細は不明である。曹憲は、貞観八年（六三四）以降の貞観の中頃に百五歳の長寿で卒したと考えられるので、李善が揚州江都で『文選』の教授を受けたのは、貞観十年前後より以前ということになる。

とすれば、李善の生年は、貞観の前と考えられよう。この生年については、李邕の生年と関連して諸説がある。

李善の卒年は、『旧唐書』儒学伝に「載初元年卒」と記されているが、年齢については何にも記載がない。「載初」は、則天武后の年号で、永昌元年（六八九）十一月を改めて載初元年正月としている。ついでその九月九日に天授と改元する。したがって、載初元年は六八九年十一月から六九〇年九月までとなるが、ここでは六九〇年として考察を進める。

李邕は、開元・天宝年間まで活躍し北海太守になり、文章家・書家・杜甫の師として著名な人物であり、両『唐書』文苑伝の記載などから、上元二年（六七五）に生まれ、天宝六載（七四七）に七十三歳で卒していることがわかる。¹³⁾

『四庫全書総目提要』巻一八六には、李善が曹憲から『文選』の教授を受けたのを隋末とし、その時既に弱冠とすれば、李邕が生まれた時は七十歳だったことになるという。これに対して、高步瀛『文選李注義疏』（『唐李崇賢上文選注表』）では、貞観元年に曹憲が七、八十歳だったとすれば、その後二、三十年は生存していたことになり、李善が貞観年間に『文選』の教授を受けるのは可能であり、仮に李善の生年を貞観初年とすると、李邕が生まれたのは李善四十余歳の時となるという。朱关田氏（注14の書）は、李善の享年を約六十歳としているので、高氏説とはほぼ同じとなる。

これに対して、屈守元氏¹⁵⁾は、曹憲の卒年は貞観の中頃であって末年ではないとし、揚州大都督府長史李襲誉が曹憲を推挙した頃（屈氏は貞観八年頃とする）、弱冠の李善が教授を受けたとすれば、李善の生年は隋の大業六年（六一〇）になり（屈氏のこの推定の根拠は不明）、李邕が生まれた時は六十歳ぐらい（屈氏の推定した生年だと六十五歳となるはず）だという。

以上の諸説を整理すると、李善の生年は次のようになる。

A 四庫提要説 五九八ころ～六九〇 約九十三歳

- B 高歩瀛説 六二七ころ～六九〇 約六十四歳
 C 朱閔田説 六三一ころ～六九〇 約六十歳
 D 屈守元説 六一〇ころ～六九〇 約八十歳

A説は李邕の生年からして、BC説は曹憲の卒年からして、それぞれ無理があると思われる。D説が妥当であると考えられるのだが、屈氏の推定には年数の算定に問題があるので、今それを考慮して検討すれば、次のようになる。

仮に十五歳から二十歳ころの李善が曹憲に学んだのを、屈氏の説のように貞観八年（六三四）頃とすれば、その生年は六一五年から六二〇年、つまり唐成立前後とするのが妥当と思われる。父の元哲が唐の括州括蒼令（浙江省麗水市。墓誌④）、沂州別駕（山東省臨沂市。墓誌③）を勤め、居を広陵に移したことも矛盾しない。とすれば、李邕が生まれた（六七五年）のは李善五十五歳から六十歳ころ、卒年は七十歳から七十五歳、『旧唐書』文苑伝の「年老いて疾にて卒す」とも合うのではなからうか。因みに、李邕の第二子岐（七一九―七四八）は邕が四十五歳（墓誌③）、第三子翹（七三一―七七六）は邕が五十七歳（墓誌④）の時に生まれている。

〈起家について〉

李善の起家について、『旧唐書』文苑伝は、「左侍極賀蘭敏之の薦引する所と為り、崇賢館学士と為り、蘭台郎に転ず」と記す。賀蘭敏之というのは、則天武后の姉韓國夫人の子である。『旧唐書』卷一八三・『新唐書』卷二〇六外戚伝では、則天武后が、彼を父武士護の跡継ぎとし、左侍極・蘭台太史¹⁷⁾の位と周国公の爵位を与えたのは、乾封年間（六六六―六六七）のことになっている。これは、顯慶三年（六五八）の李善の「上文選注表」に既に「文林郎守右内率府録事参軍事崇賢館直学士李善」と記されているのと前後矛盾する。また、李善は乾封年間に経城令に転出しており（『旧唐書』儒学伝・『新唐書』文芸伝）、左侍極賀蘭敏之の推挙で「崇賢館学士と為り、蘭台郎に転ず」ということにはならない。『旧唐書』儒学伝に「明慶中、太子内率府録事参軍・崇賢館直学士に累補せられ」、『新唐書』

文芸伝に「顕慶中、崇賢館直学士に累擢せられ」とあるのが正しいと思われる。

起家の官と考えられる「文林郎守太子右内率府録事参军事崇賢館直学士」は、次のような官職である。

「文林郎」は、実務を伴わない従九品上の散官で位を示すために使われ、「北斉、文林館を置き、文学の士を徵し、以て之に充つ。其の義を取るなり」(『大唐六典』卷二尚書省吏部) というものである。「守」は、官職の方が位より高いことを示す。官吏としての位である「文林郎」(従九品上) より、実務の「太子右内率府録事参军事」(正九品上) が品階が高い。「太子右内率府」は、千牛という刀を以て皇太子を護衛する東宮の役所で、「録事参军事」はその文書管理などを担当する。この時の太子は、高宗の第五子弘である。弘は則天武后の子で、顕慶元年(六五六)に四歳で太子となり、上元二年(六七五)に薨じている。「崇賢館直学士」も東宮の官である。崇賢館は貞観十三年に置かれ、学士・直学士などが東宮の経籍図書を整理し諸生を教授するのを任とした。上元二年(六七五)以降は、太子李賢の名を避けて崇文館と改名されている(『旧唐書』卷四四職官志三、『新唐書』卷四九上百官志四上、『大唐六典』卷二六)。「旧唐書」文苑伝は、「崇賢館学士」とするが、門下省の弘文館に「五品以上を学士と曰ひ、六品已下を直学士と曰ふ」(『旧唐書』卷四三職官志二、『新唐書』卷四七百官志二、『大唐六典』卷八)とあることから考えれば、直学士の方が正しい。

『旧唐書』儒学伝・『新唐書』文芸伝では、この後に「沛王侍読を兼ね」とあり、『文選』注を上表した後に、潞王府記室参軍になったと記す。沛王というのは、上元二年(六七五)に太子になる以前の章懐太子李賢の封号である。『旧唐書』卷八六章懐太子伝によれば、李賢は則天武后の子で、永徽六年(六五五)正月に潞王に、龍朔元年(六六一)九月に沛王に封ぜられている。『旧唐書』儒学伝・『新唐書』文芸伝の記載と前後矛盾する。これについて、高步瀛は、「旧伝に言ふ、善先に沛王侍読を兼ね、後に潞王府記室参軍に除せらると。疑ふらくは沛、潞二字互ひに誤つなり」と言い、屈氏もそれに従って「潞王侍読を兼ね」「沛王府記室参軍に除せらる」と改めた上で、「潞王侍読を

兼ね」は『文選』注を上表した後のことであるとしている。

確かに、王府の「侍読」(『新唐書』卷四九下百官志四下王府官)、「記室参军」(『旧唐書』卷四四職官志三、『新唐書』卷四九下百官志四下、『大唐六典』卷二九は、並びに「記室参軍事」に作る)ともに従六品上の官であり、九品の官位である「文林郎」「太子右内率府録事参军」と同時に兼任するのは不可能である。ただ、潞と沛を入れ換える必要はなく、「沛王侍読を兼ね」の時期だけが誤って記述されていると考えた方がよいと思われる。というのは、墓誌⑤に「官は秘書郎弘文館学士沛王侍読に至る」と記されているからである。章懐太子李賢が沛王であったのは、龍朔元年(六六一)九月から咸亨三年(六七二)までである。咸亨三年(六七二)六月には、雍王となっている(『旧唐書』卷八六章懐太子伝)。

とすれば、李善は『文選』注を上表した後、潞王府記室参軍事となり(李賢が潞王であったのは、永徽六年(六五五)から龍朔元年(六六一)九月まで)、秘書省の秘書郎(従六品上)に転任したことになる。墓誌⑤に「官は秘書郎弘文館学士沛王侍読に至る」とあるのと合わせて考えれば、「沛王侍読を兼ね」は、この時のことであろう。また、墓誌④にも李善が弘文館学士であったことが記されている。弘文館は門下省に属し、学士・直学士は館に所蔵する図書の整理と高官の子弟への教授を任務とする。定員は決められておらず他官と兼任し、五品以上を学士、六品以下を直学士という(『旧唐書』卷四三職官志二、『新唐書』卷四七百官志二、『大唐六典』卷八)。李善は六品以下であるので「弘文館直学士」とするのが正しい。¹⁹⁾

△『文選』注上表の時期について

本伝に顕慶中と記されている『文選注』を上表した時期については、二説ある。

一つは『文選』に付されている「上文選注表」の、

顯慶三年九月十七日文林郎守太子右内率府録事参軍事崇賢館直学士臣李善上表²⁰⁾

であり、一つは『唐会要』卷三六に見られる、

顯慶六年正月二十七日、右内率府録事參軍崇賢館直学士李善上注『文選』六十卷、藏于秘府。

という記事である。双方とも日付まで記されており、単純な誤記とは思えない。これについて屈守元氏は、李善が顯慶三年（六五八）に『文選注』を上表してから、三年たった顯慶六年（六六一年二月に改元され龍朔元年となる）に、始めて正式の詔によって秘府に収められたのだという。『旧唐書』儒学伝の「嘗て『文選』を注解し、分ちて六十卷と為し、表して之を上り、絹一百二十四匹を賜ひ、詔して秘閣に藏せしむ」、『新唐書』文芸伝の「『文選』注を為し、數析淵治なり。表して之を上り、賜寶纒る渥し」という記載をみれば、上表して三年もお預けになっていたとは思えない。或いは、二度上表したのであろうか。今のところこの問題を解決する資料は見つからず、両説を併記しておくしかない。

なお、李善が『文選』注を行った場所については、衣川賢次氏が円仁の『入唐求法巡礼行記』にある「臣善なる者、此の白塔寺に在りて、文選を撰せり」という記述をもとに、揚州江都の仏寺であった可能性を提起されている。²⁴

〈流罪と晩年について〉

その後、乾封年間（六六六年正月—六六八年二月）に、経城令（河北道貝州経城県。河北省清河県の西）となる。『新唐書』文芸伝は「涇城」に作る。江南西道宣州に涇県（安徽省涇県）はあるが、涇城県というのはどこにも見当たらない。『旧唐書』儒学伝の「経城」というのが正しいであろう。この乾封年間には、賀蘭敏之が左侍極・蘭台太史の位と周国公の爵位を受け、「仍りて令して学士李嗣真・吳兢の徒を鳩集し、蘭台に於いて経史を刊正し并せ伝記を著撰せしむ」（『旧唐書』卷一八三外威伝）というように学者を集めている。李善が賀蘭敏之の推挙を得て弘文館直学士になったのも恐らくこの時であろう。

賀蘭敏之は、則天武后の異母兄の子武惟良・武懷運が誅された時、武后の父武士護の後継となつていたので、左侍

極・蘭台太史の位と周国公の爵位を受けたのもその時、つまり乾封元年（六六六）八月のことと思われる（両『唐書』外戚伝、『旧唐書』卷五高宗紀下、『新唐書』卷三高宗紀）。とすれば、ほどなく李善は賀蘭敏之のもとを去って経城令になったことになる。屈守元氏は、李善が秘書郎から涇城令（注）になり、官品が従六品上から正六品上に上がったのは、賀蘭敏之の力を借りたものだとする。経城県の等級は、「畿」に次ぐ「望」（『新唐書』地理志三）ではあるが、その県令は正六品上ではない。因みに、涇県は、「望」の下の「緊」である（『新唐書』地理志五）。屈氏の見解には俄には賛同し難い。

李善がなぜ賀蘭敏之のもとを去ったか不明であるが、賀蘭敏之によって弘文館学士に任じられていた李嗣真が、敏之の武后の恩寵に頼った傲慢さを嫌って、自ら求めて地方に出て義烏令となった（『旧唐書』卷一九一方伎伝、『新唐書』卷九一李嗣真伝）というのと似た事情があったのであろうか。ただ、李嗣真はそのことによって賀蘭敏之の失脚事件に連座することなく、うまく難を逃れたのであるが、李善の方は連座して罪を受けている。

咸亨二年（六七二）六月、賀蘭敏之は淫行が発覚して雷州（広東省海康県）へ流され、途中の韶州（広東省韶関市）で自殺するという事件が起こる。この事件で「敏之の敗れ、学士多く連坐す」（『新唐書』卷九一李嗣真伝）、「朝士の敏之と交遊せるに坐して、嶺南に流さるる者甚だ多し」（『資治通鑑』卷二〇二）という事態になり、李善も姚州（雲南省姚安県）に流罪となっている。

その後、『旧唐書』儒学伝・『新唐書』文芸伝には、「赦に遇ひ還るを得」と記されている。その時期について、屈氏・向島氏とも、咸亨五年（六七四）八月に、上元と改元し大赦が行われた時であろうとする。しかし、両『唐書』に、後、秘書監となり玄宗の侍読を勤めることになる馬懷素が、若い時、江都で李善に師事した（『旧唐書』卷一〇二、『新唐書』卷一九九儒学伝中）という記述が見られる。馬懷素の墓誌「故銀青光祿大夫秘書監兼昭文館学士侍読上柱国常山県開国公贈潤州刺史馬公墓誌銘」（『全唐文』卷九九五）によれば、馬懷素は開元六年（七一八）に六十歳

で卒しており、顕慶四年（六五九）に生まれたことになる。また、「墓誌」には、

幼くして聡穎、六歳にして能く書を誦し、一たび見れば忘れず。……十五にして徧く詩・礼・騷・雅を誦し、能く文を属り、史力有り。長史魚承曠、特に器異なるを見て、孝廉に挙げ、引きて同に載せて洛に入る。

と記されている。馬懷素が十五歳の時といえは、咸亨四年（六七三）である。それ以前に江都で李善に師事できる期間は、李善が姚州から帰還することが許されたこの時期以外には考えられない。恐らく李善は、咸亨二年（六七二）の流罪から程無く、咸亨五年（六七四）八月の大赦以前に、許されて江都に帰ったものと思われる。先に述べたように賀蘭敏之との関係はそれほど深くはなかったようなので、極短期間で赦免されたのであろう。岡村繁氏が言われるほど、李善は則天武后の側に立った政治家ではなく、ただ武后の世に生きた学者であったというに過ぎない。

それ以降、十五年間、李善は官に就かず、汴（河南省開封市）鄭（河南省鄭州市）の間に寓居して『文選』を講じ、諸生が多く遠方より集まり、「文選学」と呼ばれ盛況を呈した。その間、上元二年（六七五）に、李邕が生まれている。儀鳳元年（六七六）には、かつて侍読をつとめたことのある李賢が、学者を集めて『後漢書』注を編纂し呈上している（『旧唐書』卷八十六章懷太子伝、『唐会要』卷三六）が、李善がそれに加わった形跡は見当たらない。そして、載初元年に年老いて卒したという。

以上の考察の結果をまとめれば、李善の年譜はほぼ次のようになる。なお、年齢については前後五年ぐらゐの幅がある。

唐初（六二〇ごろ） 生まれる。祖父は贖（隋の連州司馬）、父は元哲（居を広陵に移す。唐の沂州別駕、括州括蒼令）。

貞観八年（六三四） 十五歳ごろ 揚州江都で曹憲から『文選』の教授を受ける。

顕慶三年（六五八） 三十九歳 『文選』注を上表。官は文林郎守右内率府録事参軍崇賢館直学士。（『唐会要』

は顯慶六年（六六一）正月のこととする。）

この間、潞王府記室參軍となる。

龍朔元年（六六一） 四十二歳 秘書郎に転任。沛王侍読を兼ねる。

乾封元年（六六六） 四十七歳 賀蘭敏之の推挙を得て弘文館直学士を兼務する。

乾封年間（六六六年正月—六六八年二月）、絳城令に転出。

咸亨二年（六七二） 五十二歳 賀蘭敏之の事件に連座し、姚州に流罪となる。

咸亨三年（六七二）ごろ 五十三歳 赦免され、揚州江都に帰る。馬懷素に教授する。

上元二年（六七五） 五十六歳 李邕生まれる。

以後、官に就かず、汴鄭の間に寓居して『文選』を講ず。

載初元年（六九〇） 七十一歳 年老いて卒す。

李善の著書としては、『文選注』六十巻の他に、『文選辨惑』十巻（『新唐志』四）、『文選音義』十（『日本国見在書目録』）、『漢書辨惑』三十巻（『旧唐書』儒学伝・『旧唐志』上）、「新唐志」二作『漢書辨惑』二十巻）が記録に残されているが、現存するのは、『文選注』六十巻のみである。

三 李善注の増補

唐末の李匡父の『資暇録』（非五臣）に、次のような記載が見られる。

世に数本の李氏『文選』を伝ふ。初めて注の成れる者、覆注なる者有り。三注四注なる者有り。当時旋に之を伝写するを被る。其の絶筆の本、皆音を釈し義を訓じ、注解甚だ多し。余が家、幸ひにして焉れ有り。嘗て数本を将て並びに校するに、唯だ注の臆略異なる有るのみならず、科段に至るも互ひに相同じからず、余が家の本の

該備なるに似たる無し。

これによれば、唐末には、初注本から絶筆本に至る五種の李善注『文選』があり、最後の絶筆本は、「皆音を積し義を訓じ、注解甚だ多し」というものだったという。李善注は次々と増補されていたのである。

この増補に関して、蔣勳は唐鈔本『文選』残巻の題記（『鳴沙石室古籍叢殘』所収）に、

今此の巻と今本と相校するに、凡そ今本積意の処、此れ皆略に従ふ。此れ崇賢（李善）の初次表上の本たりて、今本は北海（李邕）補益の本なるを知る。

と、李邕増補説を記している。これは、『新唐書』文芸伝中の李邕の伝記の、

邕少くして名を知らる。始め善『文選』に注し、事を積して意を忘る。書成りて以て邕に問ふ。邕敢へて対へず。善之を詰ふに、邕の意更むる所有らんと欲す。善曰く、「試みに我が為に之を補益せよ」と。邕事に附して義を見はし、善以へらく其れ奪ふべからずと。故に両書並びに行はる。

という記述に基づくものである。

この話は、つとに『四庫全書総目提要』が、『新唐書』は喜んで小説を采り、未だ詳考せざるを知るなり」と否定しているように、李邕の才を称賛するための記事であり、事実としては極めて疑わしい。李邕は『文選』注が上表された顕慶年間（六五六―六六一）には、まだこの世に生まれていなかったので、「書成りて以て邕に問ふ」ことは不可能である。

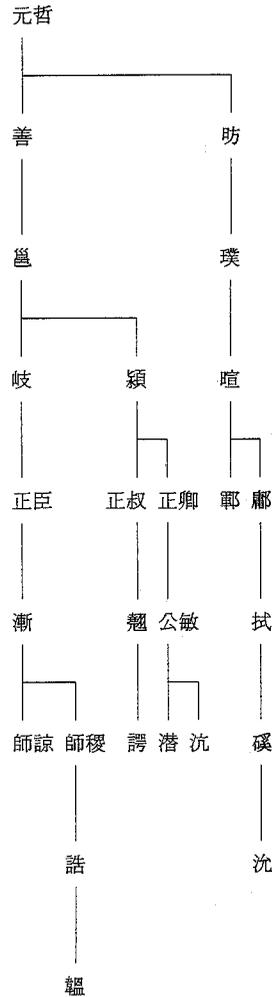
『新唐書』文芸伝の記事は捏造であるとしても、李善が卒した載初元年（六九〇）には、十五歳に達していた李邕が、父の死後、補益をしたとも考えられなくてはならない。しかし、数多い李邕に関する伝記資料、先に挙げた墓誌、李邕自身の文章（『李北海集』）に、邕と『文選』の関わりを示す記事が一言も残されていないのはどういうことであろうか。単純に李邕が増補したと考えることはできない。

李邕よりもむしろ注目すべきは、李善が、顕慶三年に『文選』注を上表してから卒するまでの三十二年間であろう。この間、李善の詩文としては、「上文選注表」以外は一篇も残されていない。『文選』注に専念していたと思われる。とすれば、李善自身が増補改編を繰り返し行った可能性が極めて大きい。もちろんその際に、李邕の意見が加わった可能性も否定できないし、或いは、師の李善が講じた『文選』注を諸生たちが伝写して伝えたのかもしれないが、主体はあくまで李善であったと思われる。

以上、李善の伝記についていささかの考察を行った結果、李善は生涯『文選』の注釈と教授に携わった人といっても過言ではない。それにしても、晩年の二十年近く官職に就かず『文選』を講じただけで生活が可能だったということとは、当時『文選』を学ぶことの需要が極めて高かったことを示すものであり、李善の生活そのものが「文選学」の隆盛ぶりを物語っていると見えよう。ただ李善の官界での活躍は子の李邕には遙かに及ばず、墓誌②には、李善のことを「顕なれども榮ならず」と記している。

注

- 1 許徳楠・李鼎霞点校 一九八四年北京中華書局本による。
- 2 拙稿『文選』李善注前史(『藤原尚教授広島大学定年祝賀記念中国学論集』溪水社 一九九七年)。
- 3 周紹良主編『唐代墓誌彙編』上海古籍出版社 一九九二年。なお、墓誌①、③については、『洛陽出土歷代墓誌輯編』(中国社会科学出版社 一九九一年)も参照した。
- 4 『新唐書』卷七二上宰相世系表二上では、李邕の子は岐・穎の二人で、穎の子が正叔・正卿、正叔の子が翹となっているが、墓誌②③④⑤では、李邕の子は穎・岐・翹の三人、翹の子が正卿となっている。墓誌四篇ともに明確に記載されているので、恐らく世系表の間違いであろう。世系表の記す元哲以下の系図は、左記の通りで、墓誌とはかなり異なっている。



5 刘涛「江夏李氏叙略」(『文献』一九九五年第一期所収)、向島成美「李善論—その事跡と文選注の方法について—」(筑波大学『文芸言語研究(文芸篇)』第二〇号 一九九一年)、笈文生「李邕伝初探」(『太田進先生退休記念中国文学論集』中国文芸研究会 一九九五年)参照。

6 宰相世系表によれば、趙郡の李氏は、秦の司徒曇—秦太傅璣—趙相牧—秦中大夫汨—趙広武君左車—漢涿郡守遐—諫議大夫岳—穎川太守秉—五大夫將軍敏—臨淮太守謨—上党太守哆—酒泉太守護—東郡太守太常卿武(江夏李氏の項では護の次子昭とする)—就となっている。

7 宰相世系表が、就の六世の孫式から疑—尚—矩—充—頤と続き、その七世の孫元哲に至ると記すのは、誤りである。矢野主税『魏晉百官世系表』(長崎大学史学会 一九七一年油印本)参照。

8 刘涛氏は五世後とするが、根拠は不明。

9 『唐代墓誌彙編』が「贖」を「贈」に作るの、誤植である。今、『洛陽出土歴代墓誌輯編』によって改める。

10 墓誌①は「祖哲」に作り「元」字が無い。

11 『唐代墓誌彙編』貞元一一六「唐故朝散大夫試大理司直兼曹州考城縣令柳府君靈表」(外孫江夏李師稷述)に、柳均の夫人が李善の孫で、李邕の娘だと記されている。

12 この点に関して、笈氏は、「李邕の墓誌」(墓誌②)に「其の出すること未だ大ならず」と記してあるのは注目すべきことであるとして、「李邕の先祖につながる人のなかに、東晋の侍中になった李式や『晋書』文苑伝に著録される李充、李頤父子らの学者は

いなかったことを、この言葉は意味していると考えられるからである。一般的に言って、正史に伝があり、世間に誇れるような立派な祖先を持ちながら、墓誌銘がそれに触れないはずはないのである」と述べられている。

- 13 拙稿（注2）。
- 14 李邕の年譜は、朱关田『中国古代書法家叢書「李邕」』（紫禁城出版社 一九八八年）に詳しい。
- 15 『文選導読』（巴蜀書社 一九九三年）。
- 16 「左侍極」は、門下省の左散騎常侍のことで、龍朔二年（六六二）から咸亨元年（六七〇）の間この名称に改められていた。（『旧唐書』卷四三職官志、『大唐六典』卷八）
- 17 「蘭台太史」は、秘書省の長官の秘書監ことである。秘書省は、龍朔二年（六六二）から咸亨元年（六七〇）の間に「蘭台」と改称され、秘書監を蘭台太史と改名していた。蘭台郎は、秘書郎のこと（『旧唐書』卷四三職官志二、『新唐書』卷四七百官志二、『大唐六典』卷十）。
- 18 『文選』の板本は「録事參軍」に作るが、今九条本・上野本の「録事參軍事」に作るのに従う。『旧唐書』卷四四職官志三、『新唐書』卷四九上百官志四上、『大唐六典』卷二八も「録事參軍事」に作る。
- 19 墓誌③（『洛陽出土歷代墓誌輯編』）は、「蘭台郎、集賢殿學士」に作る（『唐代墓誌彙編』はこの部分を含む一行を脱している）。しかし、『大唐六典』卷九によると、集賢殿書院は開元一三年（七二五）に設置されているので、この記載は誤りである。
- 20 九条本・上野本（作上注表）・明州本・袁本の末尾。尤本・胡刻本の末尾では、「頭慶三年九月日上表」に作り、日付は記されておらず、官職名は冒頭に記す。
- 21 衣川賢次「文選李善注をめぐって」（『小尾博士古稀記念中国学論集』汲古書院 一九八三年）。
- 22 屈守元氏は「経城」ではなく「涇城」とするが、この点については何も触れていない。
- 23 岡村繁『文選』李善注の編修過程——その緯書引用の仕方為例として——（『東方学会四十周年記念『東方学論集』 一九八七年）で、李善が武後の血統と終始密接な関係を持ったというのは、妥当ではなからう。
- 24 宋・錢易撰『南部新書』卷三には、「李善 梁宋（河南省商丘市）の郊に於いて文選学を開く。乃ち注して六十卷と為す」という。衣川賢次氏（注21の論文）の指摘によれば、『宋高僧伝』釈玄晏伝も「梁宋の間」としているという。
- 25 『後漢書』班固伝の「兩都賦」注などには、李善注『文選』を参照したと思われる痕跡が見られるが、両者の比較検討は別途論ずることとする。

李善传记考

富永一登

继隋·萧该『文选音』始创了『文选』注释后、侍奉隋炀帝·唐太宗的曹宪确定了「文选学」的地位、其后又为李善继承了这项研究。可是、李善不但继承了前人以标附音注、解释词义为主的注释、就是对『文选』正文作者的言语表达、也以举典为据作出了详尽的解释。这一首创的体例使『文选』得以流传后世、并因此而取得了极其重大的成果。

本文是在研究了现存中与李善相关的传记等资料的基础上、对李善这种新型「文选学」问世的经纬所作的考察。首先、本文以史书、墓志为资料对被称为江夏李氏的李善家谱作了考察、从而阐明了李善的先祖中如晋·李充等既已有注释家的存在。既而、又依据『旧唐书』、『新唐书』等资料、推定了李善传记中至今尚难判明的生年、出仕、流罪及赦免的时期、进而推断出李善将『文选』注上表时是在四十岁前、其后至去世的约三十年间亦专心致志於『文选』注的补订。